

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

徳島国民年金 事案411

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付した。社会保険庁の記録によると、申立期間は未納とされているが、夫の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。私の分のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市区町村が保管している申立人夫婦に係る被保険者名簿の「検認記録」欄への記載内容から、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったと見られる上、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料も過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の前後は納付済み（いずれも過年度納付）である上、昭和51年度から62年度までの期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料納付状況を見ると、その大半の期間について、納付年月日が夫婦同一日となっていることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案412

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年12月まで

申立期間当時はA市区町村に住んでおり、毎月、区の集金人を通じて国民年金保険料を納付した。ある時その集金人から、「サラリーマンの奥さんは保険料を払わなくていいですよ。」と言われたが、主人の勧めもあって保険料を続けて納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びA市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿等によれば、申立人は、婚姻日と同日の昭和40年10月*日付けで国民年金の資格（強制加入）を喪失し、その後43年1月13日付けで国民年金に加入（任意加入）したことが確認できるとともに、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が、再度、国民年金に加入した昭和43年1月時点では、申立期間は任意加入対象期間となるため、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできず、ほかに申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案413

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年11月まで

実家で農業を営んでいた兄の国民年金は、制度発足時に母親が加入手続及び保険料納付を行ったと聞いている。兄の分だけ国民年金保険料を納めて私の分は手続せずにはおいておくとは考え難く、納得できないので調査の上納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、申立人自身は当時、加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日については、昭和42年1月10日であると推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、当該時点以後において、特例納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年4月まで

私は、申立期間について、A都道府県B市区町村CにあったD事業所及びE事業所でサービスボーイとして働いていた。

勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の同僚の供述から、申立人が、D事業所及びE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、両事業所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人は両事業所を経営する会社の名称を記憶しておらず、申立事業所を特定することはできない。

また、申立人が記憶している当時の同僚に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該同僚は「厚生年金保険のことについては昔のことであり、若かったので関心もなく覚えていない。」と供述している。

さらに、申立期間に係る雇用保険被保険者記録が確認できない上、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証を所持していなかったと供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から平成7年3月まで

私は、昭和42年8月末で前事業所を退職し、同年9月から平成7年3月まで、A社に勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立事業所は、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち42年9月から60年10月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、B市区町村への照会結果によると、申立人は、申立期間のうち平成3年4月以降の期間について、国民健康保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

加えて、申立期間当時の事業主（2名）の所在は不明であり、当時の状況を確認することができない上、当時の複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から50年9月まで
② 昭和57年11月から平成7年3月まで

私は、申立期間について、A社に勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立事業所は、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び申立期間②のうち57年11月から60年10月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間②について、国民年金被保険者であることが確認できるとともに、平成3年度は免除承認期間である上、4年度から6年度までについては、その大半の期間が国民年金保険料納付済期間となっていることも確認できる。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

加えて、申立期間当時の事業主（2名）の所在は不明であり、当時の状況を確認することができない上、当時の複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から35年7月まで
中学卒業後、昭和31年4月にA社に就職し、35年7月まで勤務した。
初任給は手取りで2,600円から2,800円程度で、厚生年金保険料が控除されていた。
当時の同僚も記憶しており、申立事業所で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在はB社）の事業主及び当時の同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に当時の人事記録等関係資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主、給与等事務担当者は既に死亡しているため、当時の申立人の勤務状況や申立事業所における厚生年金保険の取扱い等も不明であるなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和28年7月1日から36年5月17日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い上、申立人が記憶する当時の同僚8人のうち2人について氏名が確認できない上、当時の同僚の供述や同僚自身の申立事業所での被保険者記録などから、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。